

Shin-ei Journal

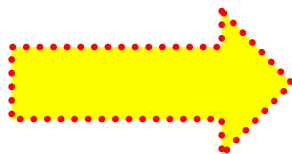
発行 (有)仲栄総合サービス
<http://www.shinei-net.jp>
No.155 2015.3

今月の言葉

叱ってくれる人をもつことは
大きな幸福である

管理部

在留カードへの切替えはお済ですか？



2012年7月9日から外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書は在留カードに切り替える必要があります。中長期在留者の方は、在留カードへの切替えを最寄りの地方入国管理局において行ってください。有効期間の満了する日の直前は窓口が大変込み合うことが予想されますので早めの切替えをお勧めします。

切替えの期限は永住者の場合、**2015年7月8日**までになっております。

(16歳未満は2015年7月8日又は16歳の誕生日のどちらか早いほうになっております。) 永住者以外の在留資格の方の在留カードの更新期限は異なりますので注意してください。

切替えのために必要な書類

①申請書 ②写真(4×3cm) ③パスポート ④外国人登録証明書

仲栄でも切り替えの申請を行っておりますので、事務所又は担当者までお気軽にお尋ねください。

バイヤン日本語教室

NPO法人フィリピンナガイサが運営する日本語教室(文化庁の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の受託)で社会保険に関する講義をおこないました。この教室は日本語能力を有するフィリピン人が主体となり、在住フィリピン人の自立と地域交流をめざし運営しています。今回は、参加者たちが日本の労働環境において疑問や不満におもっていることについて、何が正しいかを知ってもらうために話をさせていただきました。

仲栄の従業員は社会保険に加入することが当たり前になっていますが、まだまだ加入させない派遣会社もあるようです。

参加した方々は熱心に聞いてくれて、積極的に質問をしてくれました。皆さんの熱意のおかげで充実した勉強会になりました。



県営浜北団地にて (2015.2.8)